

ぬまたブランド農産物認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沼田市が自信を持って消費者に薦められる農産物等や加工品をぬまたブランド農産物認証委員会（以下「委員会」という。）が独自の基準により認証を行う「ぬまたブランド農産物認証制度」について必要な事項を定め、沼田市産の農産物等の信頼性を確保し、広く全国に発信（推奨）することにより販路拡大を図り、農業をはじめとする産業の振興と地域の活性化に資することを目的とする。

(認証の対象)

第2条 認証の対象となる産品等は、主に沼田市内において生産された農産物、畜産物、林産物（以下「農産物等」という。）またはこれを主原材料とした加工品とする。

(認証の申請資格)

第3条 認証の申請を行うことができる者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 農産物等の生産若しくはその加工品の製造、又は集荷販売を行う市内に住所を有する個人、法人又は団体等であること。
- (2) 申請する産品等（以下「申請産品」という。）の製造または販売等について適用される法令等の規定に違反していないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(認証申請)

第4条 認証を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、ぬまたブランド農産物認証申請書（別記様式第1号）を委員長に提出するものとする。

(申請の要件)

第5条 認証の申請を行うことができる産品は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 申請産品が農産物等であるときは、法令等に則った適切な防除・施肥等が行われ栽培されていること。環境に優しい農業（環境保全型農業）に取り組むエコファーマーの認定対象作物等の場合は、認定導入計画通りに栽培されていること。
- (2) 申請産品が加工品であるときは、前号の要件を満たした農産物等を主原材料とし、食品添加物の使用を低減し健康に留意した生産がなされていること。製造場所は食品衛生法等の法令基準が遵守されていること。
- (3) 申請産品に関する食品表示等の基準が満たされていること。
- (4) 申請産品は、申請する日までに過去1年間の販売実績があること。

(認証の基準)

第6条 ぬまたブランド農産物の認証基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の伝統や気候風土を活かした品種、栽培方法や技術等で生産がなされ、差別化が図られていること。
- (2) 味や品質等に個性や特長があり、本市の農業振興及び地域活性化に資する商品で

あること。

(3) 商品のPR及び販路拡大に意欲的に取り組んでいること。

(4) 消費者からの問合せ等に対して真摯に対応し、情報提供体制の整備に努めていること。

(5) 計画的な製造または販売をしており、3年以上の安定した供給が見込めること。

(認証審査及び決定)

第7条 第4条の認証申請があったときは、委員会において審査を行うものとする。

2 委員長は、審査に当たり当該申請者から申請内容を聴取するとともに、必要に応じて、書類の閲覧、現地の日視など適宜調査、確認を行うことができる。

3 委員長は、審査の結果、認証基準に適合し、ブランド農産物として推奨するにふさわしいと認めるときは、ぬまたブランド農産物（以下「認証産品」という。）として認証し、当該申請者に対してぬまたブランド農産物認証書（別記様式第2号）を交付する。

4 委員長は、前項に規定する認証を行ったときは、その旨をぬまたブランド農産物審査結果報告書（別記様式第3号）により沼田市及び関係団体に報告するものとする。

5 委員長は、認証申請が適当と認められないと判断するときは、その理由を付して認証しない旨をぬまたブランド農産物不認証審査結果通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(認証の表示)

第8条 前条の規定により認証を受けた申請者（以下「認証者」という。）は、認証マークを認証産品の包装・容器等に表示することができる。

2 前項の認証マーク又はそれを付したラベル等の印刷表示に要する費用は、認証者の負担とする。

3 認証の表示は、認証産品又はその包装・容器等にラベルを貼付するほか、包装・容器等に直接印刷することができる。

4 認証マークの規格は、別記様式第5号に定めるとおりとする。

5 認証マークは、認証産品以外に表示してはならないものとする。

6 認証者は、認証マークを使用するときは、ぬまたブランド農産物認証マーク使用計画書（別記様式第6号）により委員長に届け出るものとする。

(認証の有効期間及び更新)

第9条 認証の有効期間は、認証した日の属する年度の翌々年度の年度末とする。

2 認証の更新を受けようとする認証者は、当該認証の有効期間の満了する日の3か月前までに、認証期間の更新を申請することができる。

3 前項の規定による申請手続等については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合に更新される認証の有効期限は、第1項に規定する認証の有効期限が満了する翌日から3年とする。

(実績報告)

第10条 認証者は、認証産品の生産及び出荷に係る実績について、毎年4月1日から翌年3月31日までの状況を同年5月末日までにぬまたブランド農産物認証産品生産実績報告書（別記様式第7号）により委員長に報告するものとする。

(認証内容の変更)

第 1 1 条 認証者は、認証された内容について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、遅滞なくぬまたブランド農産物認証変更申請書（別記様式第 8 号）を委員長に提出しなければならない。

- (1) 認証者の名称又は代表者の氏名が変更になったとき。
- (2) 申請要件に適合しない状況になったとき。
- (3) 認証製品の生産出荷を中止したとき。
- (4) その他委員長が変更報告を必要と認める事項が生じたとき。

2 委員長は、前項の報告について、その内容が申請要件に著しく適合しないなど、認証の継続が適当でないと判断したときは、認証の取り消しを命ずるものとする。

（認証後の調査）

第 1 2 条 委員長は、必要と認めるときは、認証者の同意を得た上で認証内容の状況又は認証者施設等へ立ち入り、その状況を調査するものとする。

（認証の取消）

第 1 3 条 委員長は、第 1 1 条第 2 項の規定によるほか、認証者が次の各号に該当すると認めるときは、認証の取消を行うことができる。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) 第 1 1 条に規定する報告を怠ったとき。
- (3) その他認証製品の信用を著しく損なう行為があったとき。

（認証者の責務）

第 1 4 条 認証者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意するものとする。

- (1) 認証製品の生産技術の向上及び計画的な生産出荷に努めること。
- (2) 市内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより認証製品の普及に努めること。
- (3) 認証製品の流通、販売又は消費において、品質等に関する事故及び苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、認証者がその一切の責任を負うものとし、事故等の解決を図るため、誠意を持って必要な措置を講じるものとする。
- (4) 認証者は、事故等の内容及び解決のために講じた措置について、ぬまたブランド農産物事故等報告書（別記様式第 9 号）により遅滞なく委員長に報告するものとする。

2 委員長は、前項第 4 号の報告をもとに、必要と判断するときは、ホームページ等により公表するものとする。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。